

空き家を処分するには

名義が先代のままであるなど、土地や建物の登記を正しく行っていないと、空き家を処分する機会を逃してしまう可能性があります。正しく登記を行っておくことで、相続や売買などの際にスムーズに手続きを進めることができます。
現所有者が登録されているか、内容に間違いはないか、法務局で不動産の登記簿を確認しておきましょう。

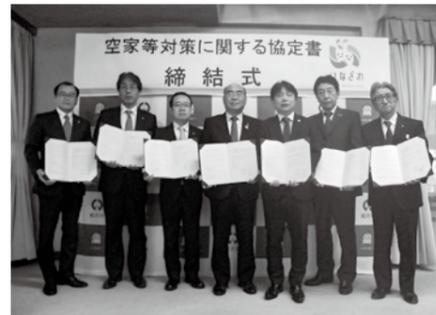


空き家に関する相談窓口について

市では各種専門家団体と協定を締結し、総合的な空家等対策を推進することを目的とした相談体制の充実を図っています。
各種専門家団体の相談窓口へ案内しますので、市役所建築課へ相談してください。

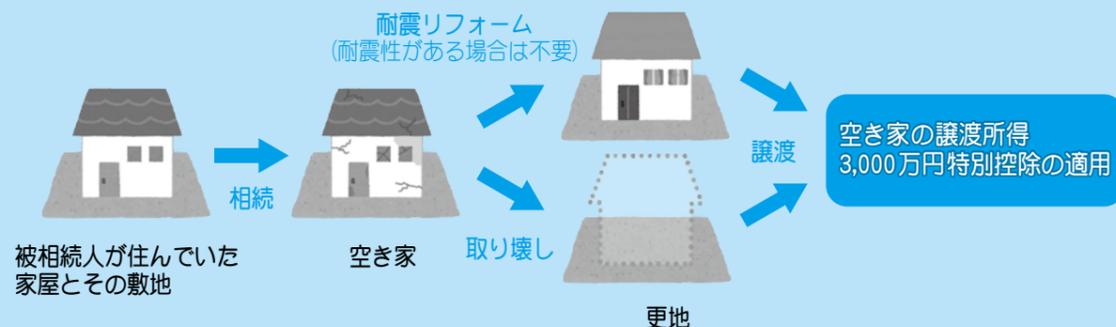
協定締結先

愛知県弁護士会、愛知県司法書士会、(公社)愛知県宅地建物取引業協会、愛知県土地家屋調査士会、(公社)愛知建築士会、(公社)愛知県建築士事務所協会



空き家の発生を抑制するための特例措置 ※昭和56年5月31日以前に建築された家屋に限る

空き家となった被相続人の住まいを相続した人が、耐震リフォームまたは取り壊しをした後、その家屋または敷地を譲渡した場合、譲渡所得の金額から3,000万円を控除する制度です。
適用の可否を申告先の税務署で確認後、市役所建築課で申請に必要な書類「被相続人居住用家屋等確認書」を発行しています。



現在、空き家で困っている方やこれから空き家を抱えることで悩んでいる方は、「自分の代で何とかしたい」、「子どもや孫に残したくない」という思いがあるかもしれません。空き家問題は先送りにすることで、後の世代に負の遺産として引き継がれてしまうことも考えられます。
誰もが無関係ではない空き家問題。未来のために今、行動してみませんか。

あなたの家が、もしも空き家になったら

問合せ 市役所建築課 ☎0587(32)1418 📠1006747



自分には関係ないと思っても、「親の死去や、施設への入所」「転勤による引っ越し」などにより、あなたの実家なども空き家になる可能性があります。

空き家を放置すると

管理されていない空き家は傷みが早く、放置すると、倒壊の危険性が高くなり、近隣に迷惑を掛ける場合があります。
また、資産価値がどんどん下がる一方、管理や修繕の費用はどんどん上昇します。
さらに、台風などで瓦が飛ぶなどして、人にけがを負わせると、損害賠償などの管理責任を問われることがあります。



例えば...

空き家の外壁材が落下し小学生が死亡した場合、試算によると、約6,000万円の損害賠償を請求される可能性があります。
※「空き家発生による外部不経済の実態と損害額の試算に係る調査」(公財)日本住宅総合センター

空き家を管理するには

- 誰が管理するか、親族で話し合っておきましょう
- 台風の前後などには点検を行いましょう
- 近所の方に連絡先を伝え、異常を発見したら連絡をもらうなど協力をお願いしましょう
- 遠方に住むなどの理由で、自身での管理が難しい場合は、専門業者などに依頼しましょう

管理ができない場合は

管理ができない場合は、空き家を手放すことも考えなければなりません。
借り手や買い手は空き家になって間もなければ比較的に見付けやすいですが、時間が経つほど見付けにくくなります。思い出の詰まった家を手放すことは簡単ではありませんが、賃貸や売買の検討は早めに行いましょう。

